延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造		
申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二（建築基準法施行令第百三十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって、当該建築物について、増築又は改築をしようとするときにあっては、当該増築又は改築に係る部分以外の部分について行う同令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置		
縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法	(ろ)	基礎伏図
		各階床伏図
		小屋伏図
	構造詳細図	
次条第一号の国土交通大臣が定める構造方法に係る構造計算	(は)	構造計算書
一　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表三の(一)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 二　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の(二)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 三　建築基準法施行令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の(三)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 四　建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する同令第八十二条及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の(四)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項	(に)	構造計算書
各階の保有水平耐力及び各階の靱性（じん）、各階の形状特性、地震の地域における特性並びに建築物の振動特性を考慮して行った各階の水準に係る構造計算並びに各階の保有水平耐力、各階の形状特性、当該階が支える固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたもの）、地震の地域における特性、建築物の振動特性、地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布及び建築物の構造方法を考慮して行った各階の保有水平耐力の水準に係る構造計算	(ほ)	構造計算書
エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置	(へ)	各階平面図
エレベーターの機械室の出入口の構造		
エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		
エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造		
エレベーターのかごの構造		構造詳細図
エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造		
非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造		
エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法		
エレベーターの制御器の構造		
エレベーターの安全装置の位置及び構造		
乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置		

二　次条第二号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合　次のイからホまでに掲げる場合に応じそれぞれイからホまでに定める図書（エレベーターを設ける建築物にあっては、これらの図書のほか、前号の表の(へ)項に掲げる図書）

イ　木造の建築物（ロに規定する建築物を除く。）である場合　前号の表の(い)項、(ろ)項及び(は)項に掲げる図書（同表の(ろ)項に掲げる図書にあっては、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図を除く。以下この号において同じ。）

ロ　建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物である場合　前号の表の(い)項、(ろ)項、(は)項及び(に)項に掲げる図書

ハ　木造と木造以外の構造とを併用する建築物（ニに規定する建築物を除く。）である場合　前号の表の(い)項、(ろ)項、(は)項及び(ほ)項に掲げる図書

ニ　木造と木造以外の構造とを併用する建築物であって木造の構造部分が建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物に該当するものである場合　前号の表の(い)項、(ろ)項、(は)項、(に)項及び(ほ)項に掲げる図書

ホ　木造の構造部分を有しない建築物である場合　前号の表の(い)項、(ろ)項、(は)項及び(ほ)項に掲げる図書（同表の(い)項に掲げる図書にあっては、各階平面図を除く。）

2　前項の特定建築物位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

3　都道府県知事等は、都道府県等の規則で、第一項第一号の表に掲げる図書の一部の添付を要しないこととすることができる。

（特定建築行為に係る建築物の技術的基準）

第五十五条　法第八十四条第一項第一号（法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。

二　地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

（許可証の様式）

第五十六条　法第八十六条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十六とする。

2　都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

3　都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の不許可の処分をしたときは、同条第二項の文書に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。